条約

国際水路機関条約の改正議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十五号

国際水路機関条約の改正議定書

国際水路機関条約（以下「条約」という。）の一部を次のように改正する。

第一条

条約前文中「この条約の締約政府」を「この条約の締約国」に改める。

条約前文に第二段落から第四段落までとして次の三段落を加える。

国際水路機関が、海洋法に関する国際連合条約に規定する権限のある国際機関であつて、水路に関する資料の作成及び水路業務の提供に関する基準の設定について世界的規模で調整し、並びに各国の水路業務に関連する能力の形成を促進するものであることを考慮し、

国際水路機関が、海上における安全及び効率を促進するためすべての沿岸国及び利害関係国が積極的に関与し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある世界的な水路機関となることを目指していることを考慮し、

国際水路機関の任務は、各国が適切かつ時宜を得た水路に関する資料、成果物及び業務を提供し、並びにこれらのできる限り広範な利用を確保するような世界的な環境を形成することであることを考慮し、

第二条

条約第二条を次のように改める。

第二条

機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。機関は、次のことを目的とする。

(a) 航行の安全その他海事に関するすべての目的のために水路業務の利用を促進し、及び水路業務の重要性についての意識を世界的に向上させること。

(b) 水路に関するデータ、情報、成果物及び業務について、世界的規模で、その対象となる範囲を拡大させ、その利用可能性を増大させ、その質を向上させ、及びその利用を容易にすること。

(c) 水路業務に関連する能力、訓練、科学及び技術を世界的規模で向上させること。

(d) 水路に関するデータ、情報、成果物、業務及び技術に関する国際基準を確立し、その発展を促進し、並びにこれらの基準の使用に関して最大限の統一を達成すること。

(e) 各国及び国際機関に対し、水路業務に関連するすべての事項について権威のある、かつ、時宜を得た指導を行うこと。

(f) 加盟国間の水路業務に関する活動の調整を促進すること。

(g) 各国間の水路業務に関する活動の地域的な協力を強化すること。

第三条

条約第三条を次のように改める。

第三条

この条約の締約国をもつて、機関の加盟国とする。

第四条

条約第四条を次のように改める。

第四条

機関には、次の内部機関を置く。

(a) 総会

(b) 理事会

(c) 財政委員会

(d) 事務局

(e) 補助機関

第五条

条約第五条を次のように改める。

第五条

(a) 総会は、基本的な内部機関であつて、この条約に別段の定めがある場合又は総会が他の内部機関に委任する場合を除くほか、機関のすべての権限を有する。

(b) 総会は、すべての加盟国で構成する。

(c) 総会は、三年ごとに通常会合を開催する。総会は、いずれかの加盟国、理事会又は事務局長の要請により、加盟国の過半数の承認を得ることを条件として、臨時会合を開催することができる。

(d) 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

(e) 総会の任務は、次のとおりとする。

(i) 議長及び副議長を選出すること。

(ii) 総会、理事会、財政委員会及び補助機関の手続規則を定めること。

(iii) 一般規則に従つて、事務局長及び部長を選出し、並びにその勤務条件を定めること。

(iv) 補助機関を設置すること。

(v) 機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること。

(vi) 理事会が総会に提出した報告を検討すること。

(vii) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した意見及び勧告を検討すること。

(viii) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した提案を決定すること。

(ix) 支出を検査し、決算報告を承認し、及び機関の財政上の措置を決定すること。

(x) 機関の三年ごとの予算を承認すること。

(xi) 実務上の業務について決定すること。

(xii) 機関の権限内のその他の事項について決定すること。

(xiii) 適当かつ必要な場合には、理事会に任務の遂行を委任すること。

第六条

条約第六条を次のように改める。

第六条

(a) 加盟国の四分の一（その三分の二は地域的代表を基礎として議席を有し、残余の三分の一は一般規則に定める水路業務に係る利害関係を基礎として議席を有するものとし、三十の国を下回つてはならない。）は、理事会に議席を有する。

(b) 理事会の構成に関する原則は、一般規則で定める。

(c) 理事会の構成国の任期は、総会の次の通常会合が終了する時までとする。

(d) 理事会の定足数は、構成国の三分の二とする。

(e) 理事会は、少なくとも年一回会合する。

(f) 理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の会合に参加することができるが、投票権を有しない。